

# 平成27年度 市奨学生募集

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

## 申込期間

3月2日(月)～4月13日(月)必着

## 対象

次の全てに該当する方

○扶養者が市内在住

○学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学および専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学または入学予定

○学業成績が優良で、日頃の行いが良い

○健康上修学に支障がない

○経済的理由のため修学が困難と認められる

※ 基準を設けています。



## 貸付額

### 高等学校

国公立 月額1万1千円以内  
私立 月額2万2千円以内

### 高等専門学校

国公立 月額1万8千円以内  
私立 月額2万8千円以内

大学(短大・大学院を含む)  
および専修学校

国公立 月額2万8千円以内  
私立 月額4万円以内

## 返還方法

卒業後6カ月間据え置き、翌月から、10年以内に返還

## 申し込み

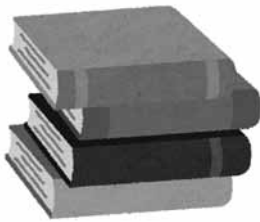
次の書類を作成の上、提出してください。

- ①奨学金貸付申請書
  - ②卒業学校長の推薦調書
  - ③世帯全員の住民票
  - ④世帯員の所得を証明する書類
  - ⑤世帯員に市税等の滞納がないことの証明
  - ⑥合格通知書もしくは入学証明書の写しまたは在学証明書
- ※ ①と②の用紙は総務学事課にて配付します。(市ホームページからダウンロード可)

## 採用の可否など

奨学金貸付審議会を経て、5月下旬に決定し、結果を文書で通知します。

なお、採用の場合は、家族以外の連帯保証人(扶養者と生計を別にして返済能力がある方)が必要となります。



## 市奨学金返還免除制度 将来の大竹を支える世代を 支援します

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

## 対象

奨学金の償還開始年度が平成17年～平成25年の方で、平成25年4月1日以前から大竹市に継続して居住(実際に生活)している方

## 返還免除期間

平成27年4月～平成28年3月分(期間中に転出した場合は転出した当月分まで)

## 申請方法

総務学事課に備え付け(市ホームページからダウンロード可)の「奨学金返還免除願」と「必要書類」を添えて総務学事課へ。本人以外からの申請は受け付けできませんのでご注意ください。

## 必要書類

- ①本人の住民票
- ②「平成26年分源泉徴収票」または「平成26年分の確定申告書又は市県民税の申告書の写し」

※ 「課税台帳記載事項証明書」では受け付けできません。

③世帯全員の市税等に滞納がないことの証明

申請期限 4月中(土・日曜日、祝日を除く)

## 免除の決定

毎年5月に開催予定の奨学金貸付審議会での審議を経て可否を決定し、文書で通知します。